勤務終了時間についての申立書

| 申立日 | 月日 |
|-------------------------------|-------|
| 申し立ての対象となる者の氏名 | |
| 就労証明書上の就労時間 | : ~ : |
| 恒常的な残業等を踏まえた 勤務終了時間 | · |
| ※20日以上残業がある日のうち 最も早い勤務終了時間 | |

| 添付資料 |
|------|
|------|

| 年 | 月分勤務実績のわかる書類 |
|---|--------------|
| | |

※一箇月のうち20日以上勤務終了時間と実際の勤務終了時間との差があることを確認できる 必要があります。

【注意】

通年の場合、保護者のうち点数の低い方で審査(点数確認)をします。 就労時間が長い一方の親のみが申し立てをしても、点数は変わりません。 長期休業日については、すべての保護者の勤務時間で要件確認をします。 勤務時間が短かい親が申し立てをすることにより、点数が高くなる場合があります。

【申し立てが有効な例】

例1) 就労証明書上の勤務終了時間が早い方に恒常的な残業がある場合

父 勤務終了時間 午後6時

母 勤務終了時間 午後5時 恒常的な残業あり

月20日以上 午後6時を超えて勤務している

⇒申し立てにより保護者の勤務終了時間を午後6時とみなし、採点します。

例2) 両親ともに就労証明書上の勤務終了時間を超えて恒常的な残業がある場合

父 勤務終了時間 午後5時 恒常的な残業あり

月20日以上 午後6時を超えて勤務している

母 勤務終了時間 午後5時 恒常的な残業あり

月20日以上 午後6時を超えて勤務している

⇒申し立てにより保護者の勤務終了時間を午後6時とみなし、採点します。

※両親ともに申立てが必要です。

【申し立てが無効な例】

例3) 就労証明書上の勤務終了時間が遅い方に恒常的な残業がある場合

父 勤務終了時間 午後5時 恒常的な残業あり 月20日以上 午後6時を超えて勤務している

母 勤務終了時間 午後4時30分

⇒申し立てをしても、点数は変わりません。

保護者の勤務終了時間を午後4時30分として採点します。